



社会保険労務士法人 勝又・高橋・吉田 事務所

2025. 10. 1 発行

岩手県最低賃金は12/1発効 1,031円に

- ◆ 令和7年度岩手県の地域別最低賃金が79円引き上げられ1,031円になります。今年は10月1日発効の栃木県に始まり、来年、令和8年3月31日発効の秋田県まで、発効日がかなり分散することになりました。10月、11月発効が合わせて33都道府県なので、12月の岩手県は遅いほうと言えます。

下記に、月給の場合の最低賃金との比較方法を書きましたが、1か月平均所定労働時間次第では、月給170,000円でも改定後の1,031円を大きく下回ってしまいます。国の掲げる方針からすると、2020年代はおそらくこのペースで最低賃金が上がり続けるものと思われ、人件費負担の増は事業主にとって大きな課題になりそうです。

年 度	令和6 年度	令和7 年度	令和7 年度 全国加重平均
岩手県最低賃金時間額	952 円	1,031 円	1,121 円
引 上 げ 額	59	79	66

【最低賃金との比較方法】 *月給の場合 月給 ÷ 1か月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額1,031円

〈計算例〉 月給170,000円 1か月平均所定労働時間が168時間の場合

$170,000 \div 168 = 1,011.90 \cdots \leq 1,031$ よって 最低賃金額以下となります。

※精皆勤手当、通勤手当、家族手当は最低賃金との比較にあたって対象とされませんのでご注意下さい。

業務改善助成金の活用を

- ◆ ①中小企業であること ②事業場内の最も低い賃金（時給換算）が1,031円未満であること ③従業員の時給を30円以上引き上げること 以上の要件を満たす場合、生産性向上のための設備投資にかかる費用について「業務改善助成金」を活用することができます。同封のリーフレットをご確認の上、詳しくは当事務所までお問い合わせください。

標準報酬決定通知書をお送りします

- ◆ 本年7月に行われた社会保険算定基礎届に基づく「標準報酬決定通知書」を同封しました。保険料は10月に支給される給与から改定し控除して下さい。なお、当事務所で給与計算業務を受託しております事業所様には同封しておりません。後日給料明細と一緒にお届けいたします。

職員住所一覧表を同封しました

- ◆ 職員住所一覧表は生年月日順、採用年月日順の2通りとなっています。職員の年齢管理、勤続年数の把握、退職金管理などにご活用下さい。なお住所の異動がありましたら、その都度、当事務所にご連絡をお願いいたします。

12月以降の病院等へのかかり方～従業員周知文書のご活用を

- ◆ 令和7年12月2日以降、発行済みの健康保険証が利用できなくなります。同封の「令和7年12月2日以降の病院等へのかかり方について」の文書を作成いたしましたので、是非ご活用いただき、健康保険加入の従業員さんへ周知をお願いいたします。用紙右下の□の中に、たな判等を押してお使い下さい。

■ この度、令和7年9月25日の社員総会にて、沼田尚子が社会保険労務士法人 勝又・高橋・吉田事務所の社員に就任いたしました。今後は法人社員としての役割も担いながら、顧問先様のご発展のため、全力で取り組んで参ります。皆様にはご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。